

君津市告示第36号

市の区域内の字の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する。

なお、この告示は、平成17年3月26日から効力を生ずる。

平成17年3月25日

君津市長 三浦公明

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
大戸見	片野代	大戸見	片野	3,665の2 3,668の2 3,613に隣接する道路である公有地の全部 3,614に隣接する道路である公有地の一部 3,614、3,615の2に隣接する水路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成16年6月21日現在の土地登記簿謄本によるものである。